令和８年（フ）第２９７号
岡山県倉敷市鶴の浦３丁目３番４－７号
債務者　伊藤　冬華
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２４９号
福岡県うきは市吉井町福益904番地１　ユノソハイツ106号
債務者　古賀　康弘
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２６４８号
札幌市白石区本通２丁目北７番１－1002号
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１１号
札幌市西区平和２条６丁目１番１－303号
債務者　木村　佳朗
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５０８号
札幌市北区屯田７条３丁目４番７号　倉本方
債務者　澄川紗梨奈
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１１号
札幌市北区新琴似９条６丁目２番10号　ハイツこぶし205号
債務者　葛西志保代
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６２９号
札幌市白石区菊水３条２丁目６番22号　フォーライフ32－101号
債務者　櫻井麻奈美
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４６号
札幌市清田区真栄434番地６　特別養護老人ホームノテふるさと
債務者　福善　寛人
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６６４号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番６－201号
債務者　松山美希子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７００号
札幌市北区屯田３条３丁目３番16号
債務者　田上沙緒理
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７０８号
札幌市北区百合が原５丁目１番１－408号
債務者　簗瀬　裕和
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７１３号
札幌市北区北30条西12丁目２番７号　コーポマンショウ７号
債務者　東　　創文
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４３号
札幌市白石区中央１条５丁目12番５号　アウトサイダー101号
債務者　齊藤　奈々（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６８号
北海道石狩郡当別町春日町82番地３　町住19号
債務者　山城　　萌（旧姓石田）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５５号
北海道登別市美園町３丁目19番地２
債務者　工藤　由樹（旧姓　北村）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２９６号
盛岡市鉈屋町９番33号　ロイヤルドミール201号
債務者　佐藤　直幸
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３１２号
盛岡市高松二丁目24番12号　Mコーポ101号
債務者　駒木　清隆
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部